

市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市情報公開条例第18条の規定に基づき、市長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げるものについて行うものとする。

支出区分

支出日(支出原因が発生した日)

支出金額

支出内容(相手方を識別できる情報を除く。)

(支出区分)

第3条 前条第1号に規定する支出区分は、支出の内容により次のとおり分類する。

支出区分	説明
弔慰	市政関係者及びその親族に対する香典、供花、電報等に係る支出
見舞い	市政関係者の病気等に対する見舞金、災害時における義援金等に係る支出
お祝い	各種記念式典、行事等に際しての祝儀、清酒、電報等に係る支出
激励金	各種国際大会、海外青年協力隊への参加に対する激励金に係る支出
会費等	各種会議、会合、研修会、交流会等への参加費、又は飲食を伴う会合等に招待され出席するときに会費相当として提供する清酒等に係る支出
賄費	来客に対する飲食等のもてなし、意見交換や情報交換、各種交渉に伴う飲食等に係る支出
賛助金等	公益性が高く趣旨に賛同できる事業等への賛助金、公益性のある各種大会等に対する協賛金、市長賞の提供、協賛広告等に係る支出
贈答	市政運営上必要な相手への贈答又は親善交流等に伴うお土産等に係る支出
その他	お礼に係る支出ほか

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準

は、別表のとおりとする。

(公表の時期)

第5条 市長交際費の支出に係る情報の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第6条 市長交際費の支出に係る情報の公表は、柏崎市のホームページに掲載するとともに、秘書広報課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。